

令和7年度 OTA と連携した冬季観光誘客キャンペーン実施業務
提案競技仕様書

1 委託業務名

令和7年度 OTA と連携した冬季観光誘客キャンペーン実施業務

2 目的

冬季閑散期の宿泊施設等の利用を促進するため、島根の冬の観光素材である泉質豊富な「温泉」と地域の特色ある「食」を大きく打ち出したキャンペーンを実施し、島根の冬旅のイメージ定着と、宿泊プラン販売による冬季閑散期の観光誘客と観光消費額の拡大を目的とする。

3 委託期間

契約日～令和8年3月31日

4 委託料上限

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
（割引原資4,000千円程度を含む）

5 委託業務内容

(1) 冬季観光誘客キャンペーンの概要

- ①名称：（仮）「ご縁も、美肌も、しまねから。」しまねの冬旅キャンペーン
※キャンペーン名称を別途提案することも可。
- ②割引適応期間：令和7年12月1日（月）～令和8年3月25日（水）
※宿泊日ベース（予定）
- ③該当プラン予約可能期間：実現可能な範囲で調整。提案による。

(2) キャンペーン対象宿泊プランの造成促進

- ①キャンペーン対象宿泊プランのキーワード（統一名称）は以下とする。
【（仮）しまねの冬旅】
※統一名称を別途提案することも可。
- ②島根県が別途定めるキャンペーンプランの要件に沿って、キャンペーン対象宿泊プラン造成の働きかけを実施すること。効果的な時期、内容、方法について提案すること。
（素案）キャンペーンプランの要件
 - i) プラン名に、上記①の共通キーワードを設定すること。
※プラン画像等に県が別途制作し提供するキャンペーンロゴを掲載することも可。
 - ii) プラン内に本テーマを紹介する共通文言（100文字程度）を設定すること。
 - iii) プラン内に「温泉」または「食」（島根県産素材）を使った料理を組み込むこと。
※近隣飲食店、日帰り温泉、県内観光事業者等との連動企画も可。
※「温泉」「食」（島根県産食材）が売りとして打ち出せるプランを対象とすること。
 - iv) プラン利用人数 2名以上 ※1名利用のプランは対象外

v) プラン利用最低価格 2名以上の合計額が16,000円以上

※割引クーポンの設定については(3)③に記載。

- ③県が主催する宿泊施設向けにキャンペーンの趣旨を説明する事前説明会(東部1回、西部1回を予定)に参加し、事業説明を行うこと。また、事業終了後のフィードバックを実施すること。効果的な時期、内容、方法について、提案すること。

※実施にあたっては、県と協議の上決定し実施すること。

(3) キャンペーン対象宿泊プランの販売促進

- ①特集記事等によるOTA会員等向けプロモーションを実施すること。

広告エリア、掲載内容や媒体、期間は提案による。

(以下、例)

内容：県内の各地域で特色のある「温泉」と「食」を紹介

※各素材(イラストレーターデータや画像データ、バナーデータ等)は、島根県から提供する。各社の規定に沿って、提供した素材を活用しバナーや特集ページ、アプリ、SNS用画像等必要な素材を制作すること。

媒体：特集ページ(バナー掲載)、会員向け冊子、アプリ、SNSなど

期間：令和7年12月1日(月)～令和8年3月25日(水)を含む期間

- ②キャンペーン対象宿泊プランの掲載

【(仮)しまねの冬旅】宿泊プラン

※割引適用期間外に県内宿泊施設が上記キーワードを使用することは妨げない。

- ③割引クーポンの設定

割引原資の予算配分額は4,000千円程度とし提案による。

割引原資に関して、契約後の増額はしないが、減額の場合は、実績に基づき精算を行う。

クーポンは、以下の条件とし、それぞれの発行枚数については提案による。

i) 【最低利用価格32,000円以上の場合】 5,000円クーポン

ii) 【最低利用価格16,000円以上の場合】 2,000円クーポン

※ただし、2名以上で使えるクーポンとし、3名以上でも上記の割引額とする。

(4) 目標数

以下の目標数を提案書内に記載すること。

- ① キャンペーンプランに参加する宿泊施設数
- ② キャンペーンプランの造成数
- ③ キャンペーンプランの利用人泊数
- ④ キャンペーン期間における人泊数
- ⑤ キャンペーン期間における取扱金額
- ⑥ 個別訪問、フォローアップ実施件数

(5) 委託業務完了報告書の作成

委託業務完了報告書に以下を記載して提出する。

- ① (3)に記載する販売促進についての制作物とプロモーション施策の実績

- ② キャンペーンプランの造成を行った宿泊施設の名称一覧
- ③ (4)に記載する各項目の実績数
- ④ その他、県が別途指定する項目(クーポン利用枚数、宿泊者属性等) …【別紙1】

(6) その他

- ① 県内全域(県東部・西部・隠岐)において宿泊数が伸びるよう配慮すること。
- ② キャンペーン対象宿泊プランは、各宿泊施設が直営する予約サイトや業務受託者以外の宿泊予約サイトにおいて販売することを妨げないこと。
- ③ 委託業務の進捗状況、及びキャンペーンプランの予約数等について島根県から状況報告を求められた場合は速やかに対応し、報告すること。
- ④ 委託業務の実施にあたっては、島根県との連絡を密にし、不明な点はその都度指示を受けること。

6 県との調整

受託者は、以下のとおり受託業務の実施にあたり、県との連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

- (1) 受託後に、具体的な個別事業の内容、スケジュール、本委託事業の管理責任者等業務体制を記載した「実施計画書」を作成すること。
- (2) 業務期間中は、適切な業務が遂行されるよう、原則1ヶ月に1回程度、進捗状況を含め関係者へ報告を行うこと(オンラインによる形式も可)。業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 委託業務の進捗状況、及び予約数、参加事業者へのヒアリング内容等について島根県から状況報告を求められた場合は速やかに対応し、報告すること。
- (4) 委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 業務実施にあたり、活動時の安全体制として、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にしておくこと。

7 その他

(1) 成果物に関わる著作権の扱い

記録した成果物の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、所有権等、その他の一切の権利は県に帰属するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等(以下、「権利留保分」という。)については、受注者に留保するものとし、この場合は、県は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 仕様変更等

- ① 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得なければならない。
- ② 委託業務の内容について、実施段階において、各種要因等により変更する必要がある場合は、県と受託者で協議のうえ、変更することとする。

実績報告の項目一覧

項目	種別	比較対象
目標数に記載する項目		
① キャンペーン参画施設数		前年比、目標達成状況
② キャンペーンプラン造成数		前年比、目標達成状況
③ キャンペーンプラン利用人数泊数	月別、全県・エリア毎、宿泊形態別、施設種類別	前年比、目標達成状況
④ キャンペーン期間中人泊数	月別、全県・エリア毎、宿泊形態別、施設種類別	前年比、目標達成状況
⑤ キャンペーン期間中取扱金額	月別、全県・エリア毎、宿泊形態別、施設種類別	前年比、目標達成状況
⑥ 個別訪問・フォローアップ件数		目標達成状況
その他必要な項目		
⑦ 登録施設数		前年比
⑧ クーポン利用枚数	月別、全県・エリア毎、券種別	前年比
⑨ クーポン発行枚数	全県、券種別	前年比
⑩ クーポン利用率	全県、券種別	前年比
⑪ クーポン利用人数泊数	月別、全県・エリア毎、券種別	前年比
⑫ クーポン利用者の人泊平均単価	月別、全県・エリア毎、券種別	
⑬ 広告配信結果		
⑭ 広告配信前後の予約の動き		
⑮ 特集ページPV数		前年比
⑯ キャンペーンプラン取扱金額	月別、全県・エリア毎、宿泊形態別、施設種類別	前年比
⑰ キャンペーンプランの人泊平均単価	月別、全県・エリア毎、宿泊形態別、施設種類別	
⑱ キャンペーン期間中の人泊平均単価	月別、全県・エリア毎、宿泊形態別、施設種類別	前年比
⑲ 宿泊者属性	性別	
	グループ構成	
	年代	
	性年代別	
	居住地（発地エリア）	
	予約タイミング	
	利用曜日	
	宿泊形態	

※エリアは東部エリア（松江、安来、出雲、雲南、奥出雲、飯南）、西部エリア（大田、美郷、川本、江津、邑南、浜田、益田、津和野、吉賀）、隠岐エリア（隠岐の島町、西ノ島町、知夫村、海士町）で統一

※宿泊形態…1泊2食、1泊朝食、素泊まり

※施設種類…ホテル、旅館、その他